

令和7年6月6日（金曜日）

第2回松島町議会定例会会議録

（第3日目）

令和7年第2回松島町議会定例会会議録（第3号）

出席議員（14名）

1番	菅野隆二君	2番	米川修司君
3番	櫻井靖君	4番	櫻井貞子君
5番	中島一都君	6番	後藤良郎君
7番	赤間幸夫君	8番	高橋幸彦君
9番	阿部幸夫君	10番	今野章君
11番	小澤陽子君	12番	片山正弘君
13番	高橋利典君	14番	色川晴夫君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

町長	櫻井公一君
副町長	熊谷清一君
総務課長	千葉繁雄君
財務課長	安土哲君
企画調整課長	千葉忠弘君
町民福祉課長	相澤光治君
健康長寿課長	齊藤恵美子君
産業観光課長	太田雄君
建設課長	岩渕茂樹君
会計管理者	佐藤進君
会計課長	大宮司綾君
水道事業所長	赤間春夫君
危機管理監	田瀬高広君
建設課参事	梁川秀幸君
総務課総務管理班長	岸淳一君
教育長	内海俊行君

教育次長兼課長	蜂谷文也君
選挙管理委員会事務局長	石川祐吾君
監査委員	丹野和男君

事務局職員出席者

事務局 長 千葉浩司 主 事 庄司広紀

議事日程 (第3号)

令和7年6月6日(金曜日) 午前10時 開議

日程第 1 会議録署名議員の指名

〳 第 2 議員提案第2号 刑事訴訟法の再審規定(再審法)の改正を求める意見書について

〳 第 3 議案第 31号 松島町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について

〳 第 4 議案第 32号 松島町特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について

〳 第 5 議案第 33号 工事請負契約の締結について
【上竹谷地区避難施設建設工事】

〳 第 6 議案第 34号 指定管理者の指定について
【松島町文化観光交流館】

〳 第 7 議案第 35号 令和7年度松島町一般会計補正予算(第1号)

〳 第 8 議案第 36号 令和7年度松島町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)

〳 第 9 議案第 37号 令和7年度松島町介護保険特別会計補正予算(第1号)

〳 第10 議案第 38号 令和7年度松島町観瀾亭等特別会計補正予算(第1号)

〳 第11 議案第 39号 令和7年度松島町水道事業会計補正予算(第1号)

〳 第12 議案第 40号 令和7年度松島町下水道事業会計補正予算(第1号)

〳 第13 委員会の閉会中の継続審査・調査について

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午前10時00分 開 議

○議長（色川晴夫君） それでは、皆さんおはようございます。

ただいま出席議員13名であります。

定足数に達しておりますので、これより令和7年第2回松島町議会定例会を再開いたします。

傍聴の申出がございますので、お知らせします。-----です。

それでは、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付しております。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（色川晴夫君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第124条の規定により、6番後藤良郎議員、7番赤間幸夫議員を指名します。

日程第2 議員提案第2号 刑事訴訟法の再審規定（再審法）の改正を求める意見書
について

○議長（色川晴夫君） 日程第2、議員提案第2号刑事訴訟法の再審規定（再審法）の改正を求める意見書についてを議題といたします。

提案説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑ございませんか。7番赤間幸夫議員。

○7番（赤間幸夫君） おはようございます。

議員提案第2号刑事訴訟法の再審規定（再審法）の改正を求める意見書について、提出者、賛成者から今回上がっていきまして、一頃にはタブー視されているような、議員が議員の提案に質問するとかというふうによく言われるんですが、あえて意見書をこれまでも何度か出されたり配付のみで終わったりというケースがある関係もあって、聞かせていただこうかと思えます。

今回は、この意見書提出に当たって、あるいはこのまとめに当たって結構ではありますが、提出者はじめ賛成者から出された主なる意見等ございましたら、教えていただけたらという思いで質問させていただきます。

○議長（色川晴夫君） 答弁、3番櫻井 靖議員。

○3番（櫻井 靖君） この議員提案につきましては、当初、請願というふうなものが出されて

いたんですけれども、今のままの現行の刑事訴訟法では、再審についての具体的な審議の進め方、証拠の請求と開示の方法など基本的なルールが定められておりません。それで、再審開始が認められても、決定するのに10年がかかっているという現状がございます。そういうふうな意見書の提出を求める請願が上がってはいたんですが、国会のほうでも、そういうふうなはいけないというふうなことで、超党派で議員立法で早急な実現をとという再審制度の見直しについての議論が行われております。

我々が請願を受け、そして調査するにはあまりにも時間がかかるというふうなことがありまして、早急にこの議題については結論を出したほうがいいのではないかとというふうなことが議会運営委員会で議論されました。そこで、早急ではあるんですが、議会運営委員会全員一致という意見の下、この議員提案というふうなものがなされたものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（色川晴夫君） 説明終わりました。7番赤間幸夫議員。

○7番（赤間幸夫君） ありがとうございます。

皆さんもご存じの方も多いかと思いますが、昭和、戦後間もない時期から30年代前後、あるいは40年近くまで昭和時代、特に再審に至るということ自体が99%ないような、もう無罪判決勝ち取るなんていうのはないような時代背景の中で、検察官からの証拠捏造、警察も含めてですが、あるということで痛ましい事件が度々、自分も思い出すときに、1950何年でしたかね、要は再審決定が昭和53年くらいにあったんですけども、志田郡松山町で起きた松山事件という斎藤幸夫氏、名前が幸夫というので特に印象深く残っています。

高校に通学時に、この場所でとよく言われて、母親が請願、息子を助けるために請願、陳情、そういったことで駆けずり回っていて、私も何度か署名活動、賛同したこともありましたが、こういったことが全国各自治体の中で、特に議会人の方々は関心を持っていただいて、そういったことが意見書でも何でも通じるようになったらなという思いで、とにもかくにも再審期間を短縮していただきたいなという思いで質問させていただきました。ありがとうございました。

○議長（色川晴夫君） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（色川晴夫君） ございませんね。質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論に入ります。討論参加ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（色川晴夫君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより議員提案第2号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（色川晴夫君） 起立全員です。よって、議員提案第2号刑事訴訟法の再審規定（再審法）の改正を求める意見書については、原案のとおり可決されました。

日程第3 議案第31号 松島町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について

○議長（色川晴夫君） 日程第3、議案第31号松島町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正についてを議題とします。

提案説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑ございませんか。7番赤間幸夫議員。

○7番（赤間幸夫君） 7番。

議案第31号に対しまして、特に別表、第4条関係になりますけれども、別表第10の11、いわゆる地方公共団体情報システム共通機能標準仕様書に規定する住登外者宛名番号管理機能を庁内において利用できるように規定している部分についてのお尋ねです。

いわゆる庁内における様々な関係部署からの職員が、この取扱いをよしとするような規定かと思うんですけれども、その辺の聞きたいところは、職員の取扱い上のルールについての取りまとめ的なというか取扱いルール、その辺はどのようになっておられるかということだけ確認の意味で聞かせていただきたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（色川晴夫君） 答弁、千葉総務課長。

○総務課長（千葉繁雄君） まず、基本的には担当事務以外の情報については処理できないというのが基本原則にあって、ただ例えば福祉関係の職員がどうしても税情報が必要だったりというときは、そういうときは例えば今回の条例で規定することによって、そこで決めた事務に限っては、そういった情報が庁舎内では共有できるというふうになります。今回、第4条に上がっている事務に関しては、それができるようになりますよということです。

○議長（色川晴夫君） 赤間幸夫議員。

○7番（赤間幸夫君） 通常業務の流れとして、担当者が直属の上司あるいは所管の課長さん、案件によっては、その上の職階の決裁を仰いで対応するようになるんだろうとは思いますが

けれども、そういったところの扱いについては、いかがな感じで対応しておられますか。対応する考え方にあるのかというところをちょっと、これまでのケースも含めてですけれども、今後この改正を伴って何か変わる点があるのかどうか、その辺をちょっと確認で聞かせてください。

○議長（色川晴夫君） 千葉総務課長。

○総務課長（千葉繁雄君） 今回の条例に関して、一つ一つ上司に伺いを取ってというよりは、条例に規定されることによって、通常、多分いろいろなシステムで事務処理されると思いますが、それは条例の範囲の中であれば、一つ一つ上司に伺いを取って、例えばこの情報を取っていいですかということにはならないということで考えています。

○議長（色川晴夫君） 赤間議員。

○7番（赤間幸夫君） そうしますと、あらかじめ職員に向けての様々な研修というか、そういったことをこなす、あるいはそういったルール等の扱いについては、どこかの時点で職員に教育されると、あるいは研修か何かの機会を捉えて対応していただくという対応で行ってきけていますし、これからもそのような形で取扱いをするという理解でいいですか。

○議長（色川晴夫君） 千葉課長。

○総務課長（千葉繁雄君） 今回の条例改正を機に、改めて周知のほうはさせていただきます。

○議長（色川晴夫君） よろしいですか。ほかにございませんか。10番今野 章議員。

○10番（今野 章君） ただいま質問しておりました7番議員さんよりは、はるかに言っていること自体が分からないので、初歩的なことからまず聞きます。これジュウトウガイと読んでいいのかどうか、それから住登外というのは何の略語なのか、略語ではないのか。正式に言ったらどういう名称になるのか、その辺も含めて教えてほしいなと思います。

それから、住登外者宛名番号管理をやることによって庁舎内でどういう利便性が、あるいは効果もたらされるのか、その辺についてどうなのかなど。私素人なので、よく分かるようにお願いします。

○議長（色川晴夫君） 2つの質問がございましたので順に、住登外とは何ですかというようなことで、千葉総務課長。

○総務課長（千葉繁雄君） まず、読み方としてはジュウトウガイでいいです。大変申し訳ないんですが、私もあまり違和感を覚えずそのまま読んでいましたので、住登外者宛名番号管理機能ということで、基本的に意味合いとしては、松島町に単純に住民登録がない人を住登外というふうに呼んでいるだけだと思っております。

あと、この住登外というよりも、今回の条例に11項目かな、11の事務があるんですが、条例化して、最終的には個人情報保護委員会への届出を済ませて承認をもらってということになるんですが、そうすると、今までは例えば住民の方が申請とか届出をするときに、例えば課税上、税情報とか所得なんかは、基本は添付していただければいいんですけども、あるいは同意をもらう形で、こちらで確認してもいいですよということで同意をもらえば、こちらで確認はするんですが、それが例えば条例に位置づけることによって、結局、個人番号とひもづけてある情報として使うから、今回条例に規定するんですけども、要は事務の簡素化がまず図られると。いろいろな間違いとか、相手方が出してきた添付書類でも間違っていれば、今度またそれで事務処理に時間がかかったりとか、あとは住民側にとっても今までであれば証明書を添付するということになれば、お金を払って証明書を取って申請、届出をするという、そういうのはなくなりますので、そういう意味では業務効率化もそうですし、住民の負担軽減にもなるということになります。

住登外、例えば固定資産なんかを考えてみた場合に、町に松島町内の土地を持っている人というのは、松島町民だけではなくて、仙台であったり他県だっていっぱいいると思うんですけども、簡単に言えばそういう人も住登外という概念に入りますので、そういうふうにご理解いただければと思います。

○議長（色川晴夫君） 今野 章議員。

○10番（今野 章君） そうしますと、例えば松島町に住民票がなくて、実際には住んでいると、そうすると行政サービスの対象になり得るのか、なり得ないのかということも出てくるんだろうなというふうに思うんですよ、行政サービスといっても様々なものあるかとは思いますが。医療の面でも介護の面でもサービスはいっぱいあるんだと思うんですが、その場合には、どういう対応になってくるんですか。住登外に記録されていけば、行政サービス等を適切に受けられるということになるんですか、ならないんですか。その辺はどうなのでしょう。

○議長（色川晴夫君） 相澤町民福祉課長。

○町民福祉課長（相澤光治君） それでは、一例として健康保険証を使う場合などについてご説明させていただきますと、例えば住登外の方ですと、松島町外にある施設に入所されて、施設に住所を置かれる方がいらっしゃいます。そういった場合、施設所在地のほうで医療費負担のほうが、実際負担のほうが多くなってしまいますので、従前の住民登録があったところの保険証をそのまま使っていただくような制度がございます。そういったことで、松島以外に住所地を置いたとしても、松島の保険証を使っていただくような形も住登外の方へのサービス

の一つとなっております。

あとは学生の方、大学などに入学されて、そちらのほうに住所を置いて松島のサービスを受けるという場合も、学生の特例というのがございまして、そちらのほうに該当するような形になっておりますので、登録されている方に関してはサービスを受けられるということになるかと思えます。

○議長（色川晴夫君） 今野議員。

○10番（今野 章君） 意外に多いんだと思うんですね、松島町に例えば住んでいて住民票を持っていないと。こういう方は意外と多いんだと思うんですが、実際上そういう方は松島町にどのぐらいいらっしゃるんですかね。

○議長（色川晴夫君） 相澤町民福祉課長。

○町民福祉課長（相澤光治君） 松島町に住所を置いていらっしゃらないので、登録上どこにもないので、把握するのはちょっとなかなか難しいかと思うんですけれども、今のところは数字上は把握しておりません。

○議長（色川晴夫君） 今野 章議員。

○10番（今野 章君） 把握していないと、そうすると行政サービスは受けられないですね。先ほど、他市町村に住所を置いて介護保険なんかを使っている方は、そういうことでサービスは受けられますよというお答えは分かりました。

しかし、松島町に住んでいながら、住所がないとやっぱりサービスは受けられないわけですね。今回の措置で、それが受けられるようになるとか、そういうのはないんですか。

○議長（色川晴夫君） 相澤課長。

○町民福祉課長（相澤光治君） 基本的には、住んでいるところに住所を置いていただくというのが大原則にはなっているかと思えますけれども、もしご相談にいらっしゃった場合には住民登録、転入の手続きをしてくださいとか、そういうことはお話しさせていただいております。

今回の住登外の方のサービスというのは、松島に住んでいて住所を置いていない方への対象のものではなく、特例をきちんと範囲の中で登録されている方に対してのものなので、そういったことをご理解をしていただきたいと思いますし、今回条例に規定させていただいているサービスの種類につきましては、法律で定められている以外の部分で使う場合に、条例で定めることになっておりますので、その範囲を拡大、例えば子ども医療費の部分ですと、国で定められた以上の18歳まで無償とさせていただいておりますので、そこの手続きに関することでも税情報を町民福祉課のほうで確認することができるようになるとか、そういったメ

リットがございます。そのことによって、お客様にしてみれば所得証明の提出が要らなくなったりというメリットがございますので、今回このような形で提案させていただいております。

○議長（色川晴夫君） 今野議員。

○10番（今野 章君） 分かりました。今、次に聞こうと思っていたところまでお答えいただいたので、子ども医療費あるいは障害者の関係とか、これをやることによってどういうメリットがあるのか、効果があるのかお聞きしようと思っていたら、お答えいただいたんでいいんですが、それでいわゆる地方公共団体情報システムの標準化のシステムにもつながることになるわけでしょう。その場合に、情報の共有というのは、これ全国的にやれるようになるのか、それともいわゆる松島町内だけでの利用なのか、その情報の共有はどこまでの範囲で行われるのか。かなりの数、今回6つかな、新たに情報の共有がされる形になるようですけども、どの範囲まで情報共有がされるのか、その辺ちょっとお聞かせください。

○議長（色川晴夫君） 千葉課長。

○総務課長（千葉繁雄君） 平たく言えば、全ての地方公共団体というふうに理解していただければいいと思います。ただ、条例化していない自治体であれば、その情報は照会したり情報提供を受けたりというのはできませんので、ほとんどの自治体においては、見てみると、今回うちのほうで上げている医療費関係の助成の事業というのが必ず大体上がっていると、条例化になっているという状況です。

○議長（色川晴夫君） よろしいですか。ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（色川晴夫君） ございませんね。質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論に入ります。討論参加ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（色川晴夫君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより議案第31号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（色川晴夫君） 起立全員です。よって、議案第31号松島町個人番号の利用及び特定個人情報提供に関する条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

日程第4 議案第32号 松島町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について

○議長（色川晴夫君） 日程第4、議案第32号松島町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についてを議題とします。

提案説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑ございませんか。10番今野章議員。

○10番（今野 章君） 条例の改正の部分とリンクするという意味で聞きますけれども、今回は国会議員の選挙等に関わる執行経費に関して報酬の引上げを行うということで、千数百円前後引き上がるということなんですけど、特別職の報酬については、本町ではそれ以外のものも数多く規定をしているわけなので、今回の改正内容について、物価上昇等も随分上がっておりますから、今年も食料品なんか中心に、大体年間通すと2万件以上のものがまた値上がりするのではないかとされているようで、ずっとここ2022年ですかね、21年ですかね、のあたりから物価上昇がもうずっと続いているわけですね。

そういう中で、今回のような報酬改正があったのかなと思うんですが、これ以外の本町における特別職の報酬の改定についての考えはないのかということと、特別職の中でも地方交付税で措置されている部分が当然あるんだと思うんですが、そういうものについて特別交付税の中での取扱いはどうなふうになってくるのかなと、その辺の情報があれば教えていただきたいと思います。

○議長（色川晴夫君） 安土財務課長。

○財務課長（安土 哲君） 特別職の報酬等に係る一般財源の負担分というのは、どこに措置されているかというのはちょっと今お答えできないんですけども、一般的には行政サービスとしてかかりますよということで、措置はされているものというふうには理解しております。以上です。

○議長（色川晴夫君） 熊谷副町長。

○副町長（熊谷清一君） まず、国税の話は1つ、あとそれから選挙に係る経費について今、提案させていただいているわけですけども、それに付随した特別職についてどうなのか、今後の見通しということでもありますけれども、今の段階では見直しの考えはございません。

ただ、今後いろいろな価値がどうなっていくかまだ分かりませんが、そういうところは将来的に鑑みていかななくてはいけないと思います。たしか私の記憶ですと、総務課長になったときだから、今から十数年前にも1回、部分的なものですけども、限られた分ですけ

れども、そういう時期で見直した時期もあります。それ以来、大きく見直しはしていないのかなという気はしております。ですので、これはしないという、今の段階ではちょっと考えておりませんが、いつでもこれはくっついてある、どの辺で検討しなくてはいけないかというところは出てくる案件ではあるのかなというふうに感じております。ただ、今の段階ではちょっと今のところ考えはないと。

○議長（色川晴夫君） 今野議員。

○10番（今野 章君） 国のほうで上げるというのはこの部分なので、これだけだというふうな理解しないわけではないんですが、さっきも言ったように様々なものが上がっていると。地方交付税で措置されるものはされているんだろうというお話なのですけれども、例えば何々なのかな、よく分からないんだけど、よく言われるのは消防団員の報酬関係だとか、こういうものは地方交付税できちんと措置されていますよと。金額も大体このぐらいだよというのが分かっているわけですよ、大体ね。

あと、例えば民生委員とか、こういうものに対するものも措置額としてはあるんだと思うんですよ。その辺の情報として、国のほうで引上げ措置がやられているのかどうか、その辺は分からないんですか。

○議長（色川晴夫君） 熊谷副町長。

○副町長（熊谷清一君） 私のところに知る限り、まだそういう情報は来ておりません。ただ、今後こういう状況ですので、今物価のほうに行っていますけれども、消防団は昔ちょっとお話ありましたので、そういう情報があります。ただ、それに係るものとしては、今の段階では入ってきていません。ただ、今後どうなるかという、多分今言った民生委員の話とか、いろいろあるかと思うんですけれども、多分そういう動きまで来るのか、その前に別の動きが出てくるのか、その辺は国の動向をちょっと注視しながら、まだ特別職ですので、前回は全部したわけではなく限られた分だけした経緯もありますので、全然していない部分もあります。そういうことを踏まえながら、その辺は注視していきたいなというふうに思っております。

○議長（色川晴夫君） 今野議員。

○10番（今野 章君） 分かりました。やっぱりそういう意味では、昨日、おとといですか、の質問の中でもありましたけれども、行政委員はじめ様々なそういう特別職の成り手がもういなくなっているよという問題もありますので、ぜひ報酬の見直し含めて国に対しても、やはりそういう交付税の措置についてしっかり、町から要望なり意見なり上げていくという

ことも大事だと思いますので、ぜひそういう働きもお願いをしたいということで終わります。

○議長（色川晴夫君） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（色川晴夫君） ございませんね。質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論参加ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（色川晴夫君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより議案第32号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（色川晴夫君） 起立全員です。よって、議案第32号松島町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第33号 工事請負契約の締結について

【上竹谷地区避難施設建設工事】

○議長（色川晴夫君） 日程第5、議案第33号工事請負契約の締結についてを議題とします。

提案説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑ございませんか。7番赤間幸夫議員。

○7番（赤間幸夫君） 7番赤間です。

私のほうからは、添付されている資料等を見させてもらいながら、まずもって今回の工事請負契約の締結に当たってですけれども、避難所建設関係であります。これまでも何棟か震災以降、避難所建設やられてきたと思うんですけれども、ちょっと試算してみますと、建物面積が207.42平米、約63坪弱の面積を持ってまして、税抜きの請負金額が6,450万円になっていますと、1坪当たり102万4,000円ほどの数字になっているわけでありまして。

お伺いしたいのは、その価格がどうこうという以上に、これまで何棟か建設されてきて、改善されたほうがいいかなとか、あるいは利用者、もう既に発生しているところは、利用者から要望としてこういったところを改善してほしい、あるいはもうちょっと工夫の余地があるのではないのかというふうな話も含めてですが、そういった対応について、どのように今回の提案に対して反映しておられるかについてのお話です。よろしく願いいたします。

○議長（色川晴夫君） 田瀬危機管理監。

○危機管理監（田瀬高広君） 確かに東日本大震災後、多くの避難施設を建設してまいりました。やはりその中で出た要望等々は、お聞きはしました。ただ、やはり上竹谷、今回の建物だけ、言葉あれですけれども、華美になるとか、そういうことはなるべくないように均衡を図りながら進めてきたところです。

ただ、今回に関して言うと、町としてゼロカーボンの宣言もしたということもあり、ほかの施設にはないソーラーのパネル、太陽光発電のパネルを上げまして環境にも配慮した、併せて災害時においても太陽光の電力使って、計算ですと大体マックス使っても四、五時間もつような設計で太陽光のほうも設置しておりますので、これまでの避難施設との違いでいうと太陽光ということが挙げられます。

以上です。

○議長（色川晴夫君） 赤間議員。

○7番（赤間幸夫君） 確かに利用してきて、特に今お答えいただきましたけれども、非常用電源関係の扱い、8時間から最低限というふうな話もある中で、そういったものを付加、附属的に設置いただくということであれば、緊急電話対応も含めて、皆さん携帯をお持ちですから、そういった対策も必要かと思います。

あわせて今回、この契約案件とは少し離れるかもしれませんが、避難所の設置場所における地域性の利活用も公にされる考え方なのかと。避難所は避難所だけに特化するのではなくて、地域のコミュニティー活動等にも利用されるということで理解しておるわけなんです、その辺の配慮策と併せて今後の維持管理も含めてなんですが、今回外構とか、あるいはちょっとした庭園というんですか、潤いの場所とか、あるいは駐車スペースとかの関係での常日頃の維持管理なんかも含めて、地域との関わりなんかも想定には入っているんでしょうかというところをちょっとお尋ねしておきます。

○議長（色川晴夫君） 田瀬危機管理監。

○危機管理監（田瀬高広君） まず、通常使いの利用についてですけれども、そこはもちろん地域とお話しながらですが、地域でいろいろなことに使いたいというものであれば、防災でいうと例えば自主防災組織の訓練とか地域の訓練で使うのはもちろんですけれども、地域で、今ですと生活センターで夏祭りとかもやっていますし、地域の会合なんかもやっていますので、もちろんその辺の利用については地域のほうで利用していただいて全然、むしろ使っていただきたいと考えております。

また、外構を含めた環境整備についてですけれども、この辺も地域と今後、建設工事本体そ

のものは今回議決いただければ進められるのですが、周辺関係を含めて、今後も地域の区長さんをはじめとした役員様方々と打合せしながら、その後の維持管理についてもお話詰めていきたいとは考えております。

以上です。

○議長（色川晴夫君） 赤間議員。

○7番（赤間幸夫君） あわせまして、最近よく私ども住んでいる地域でも話題にされるんですが、避難所機能を持つということで災害時弱者、とりわけ高齢者の方ですとか、あるいは小さな子供さんをお持ちの家庭の方の避難なんかに当たって、いわゆる備品としての備えとしても要望が多いと思うんですが、ちょっとした簡易テント、あるいは簡易トイレ関係とか、そういったものについても今回は、完成後の利用帯に当たっては配慮するという考え方でおられるかどうかだけちょっと確認しておきます。

○議長（色川晴夫君） 田瀬危機管理監。

○危機管理監（田瀬高広君） そういった備品についても、今後契約進めていきます。もちろんカーテン等の備品購入等々もありますが、そういった災害用の備蓄についても今後進めていきます。

今、地域でいうと第五小学校が避難場所になっています。避難所になっています。ですので、そういった五小に配備されているものを参考にしながら進めていきたいと思えます。災害時は、やはり今議員おっしゃったように、小さいお子様とかお年寄りの方も避難されますので、今回の図面ですと、要配慮室というのは設けさせていただいてはおりますが、併せてそういったパーティションのテント等々も備品として考えていきたいと思えます。

以上です。

○議長（色川晴夫君） ほかに。1番菅野隆二議員。

○1番（菅野隆二君） 1点だけちょっと確認させてほしいんですが、報告第1号のほうであった繰越しの中の、この場所の地権者の相続に時間を要しと、それで完了見込みが7月下旬となっていたんですけども、これが7月下旬、そっちが完了していないのに、これを工事請負契約、締結してしまって問題ないのかとちょっと思って、その辺だけ教えてもらえればと思えます。

○議長（色川晴夫君） 田瀬危機管理監。

○危機管理監（田瀬高広君） 確かに、繰越しのほうで相続終わっていないということで上げさせていただきました。こちらのほうは、地権者の方とお話して施工承諾という形で、相続、

所有権移っていないんですけれども、工事のほうは進めていいですかという承諾のほうをいただいて、今回の契約案件として上げさせていただいているところでした。

ちなみになんですけれども、相続登記のほうも昨日ちょうど登記のほう終わりまして、相続人関係者30人近くいたんですけれども、そちらのほうの手続全部終わったということで地権者の方からお話がありまして、今後実際、その地権者の方と町との売買契約に着手して進めていくという状況にはなっております。

以上です。

○議長（色川晴夫君） 菅野議員。

○1番（菅野隆二君） ありがとうございます。無事済んだということでこれ、こういったことはよくあることなのか、ちょっと私も分からなかったもので、ちょっと教えてほしかったなというところと、これがもし延びる可能性あるのかなと思って、そうなると大郷のサッカーみたいな形で費用が上がったりとかというところもあるのかなともちょっと心配になったので、こういったことはあるものなのか、今回は特例でこういう対応だったのかというところもちょっと改めてお願いします。

○議長（色川晴夫君） 熊谷副町長。

○副町長（熊谷清一君） 事業をする上で、大体今の相続の話というのは、先祖代々土地持っているところというのは、そのように相続されていけばよろしいんですけれども、なかなかされてないということで、例はいっぱいあります。我々というか町で執行する工事で、大体用地、今言った手続、事前着工とか、いっぱいいろいろな手続を踏んでいきます。そういう手続を順番に踏んでいって工事を発注するわけなんですけれども、大体この用地買収が終わったら大体工事の7割、8割は終わったものというふうに我々は認識している。それだけ、この用地買収に係る同意であったり相続というのは大きい事業の一つです。そういうことで例はいっぱいあります。それをみんな我々は1つずつクリアしていきながら、工事に取り組んでいるという形になります。決して珍しいことでなく、いっぱいあることです、これは。

以上でございます。

○議長（色川晴夫君） よろしいですか。（「分かりました」の声あり）

ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（色川晴夫君） ございませんね。それでは、質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論に入ります。討論参加ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（色川晴夫君）　ございませんね。討論なしと認め、討論を終わります。

これより議案第33号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（色川晴夫君）　起立全員です。よって、議案第33号工事請負契約の締結については、原案のとおり可決されました。

日程第6　議案第34号　指定管理者の指定について

【松島町文化観光交流館】

○議長（色川晴夫君）　日程第6、議案第34号指定管理者の指定についてを議題とします。

提案説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑ございませんか。3番櫻井靖議員。

○3番（櫻井　靖君）　これまで、10年にわたりBBIは指定管理者として大変よく、文化観光交流館の管理をしてくれたと思います。ただ、この10年間の間に、機材の老朽化などで壊れた機材がそのままの状態になっているものがあり、ホール等を使用する上で大変苦勞されているというふうな現状でございます。この10年間、機材の大きな入替えもないようですし、耐久年数をはるかに超えた機材で、どうにか苦勞をしながら頑張って管理をさせていただいております。壊れた機材の買換えや負担の少なくなるような機材の交換など、考えてあげなければならないと思いますが、そこら辺はどのように考えているかお願いいたします。

○議長（色川晴夫君）　蜂谷教育次長兼課長。

○教育次長兼課長（蜂谷文也君）　指定管理者のBBIさんのほうからは、そういった要望等もございません。教育委員会としましても、利用者の迷惑にならないような形にしなければいけないというふうに認識はありますので、今後指定管理者と協議しながら年次計画で、その辺は大きな買物になるかもしれませんので、検討させていただきたいと思っております。

○議長（色川晴夫君）　櫻井議員。

○3番（櫻井　靖君）　一例を挙げると、今CDデッキが壊れているというふうなことで、CDラジカセを無理やりつないで、どうにか運用しているというのが現状でございます。やはり、そういうふうな壊れた機材があると、壊れているので現状こういうふうな、今までできたことができないので、別途料金がかかりますというふうなことを説明されたというふうなのが

事例としてありますので、ぜひともそういうふうなことがないように、やはり指定管理者が負担するとか、利用者が負担するとかというふうなことはないようお願いしたいと思しますので、ぜひともそこら辺は速やかに行っていただけるようお願いいたします。

以上です。

○議長（色川晴夫君） ほかに。後藤良郎議員。

○6番（後藤良郎君） 6番です。

事業計画書のこの最後のくだりで、新しい事業云々とありますが、これをもう少し具体的に教えてください。

○議長（色川晴夫君） 太田産業観光課長。

○産業観光課長（太田 雄君） 当該団体が、国のほうに申請しております地方創生プレミアムインバウンドツアー集中展開事業というのがあるんですけども、これはこの団体が今年の4月に採択を受けまして、内容的には日本三景の松島を盆栽に見立てたコンセプトで、中東や香港、台湾、欧米の盆栽愛好家、いわゆる富裕層をターゲットとするツアーを造成、これから販売というような計画を持っていると伺っております。

以上です。

○議長（色川晴夫君） 後藤議員。

○6番（後藤良郎君） その場合、それが具体的に変わった場合は、費用的な部分は指定管理料の中で向こうさんがさばくという要件でよろしいのでしょうか。

○議長（色川晴夫君） 蜂谷課長。

○教育次長兼課長（蜂谷文也君） すみません、行ったり来たりして申し訳ないです。

今回の指定管理料につきましては、その辺というのは別の事業計画として出されているものになっておりまして、B B Iさん本社のほうの企画として提案されているものとなっております。

○議長（色川晴夫君） 後藤良郎議員。

○6番（後藤良郎君） もう1個です。

直接B B Iさんには関係ありませんが、町のほうに対してちょっとお願いというか、去年、ある方が歌とか踊りが好きで、去年あそこでお祭りみたいなのがあったとき我々も参加しましたが、そのときその方は車椅子だったんですね。それで、うんと楽しみだったんでしょね、おめかししてすごく楽しみで入ってきたのはいいんだけど、介添え人の方もいましたが、何か着席するまですごく苦勞されていた姿が、私は頭の中にずっとこびりついていま

した。それで、他の施設も見てはいるんでしょうけれども、その辺、それを解消するような方法とか、そういうものが可能なのかどうか教えてください。

○議長（色川晴夫君） 蜂谷教育次長。

○教育次長兼課長（蜂谷文也君） 障害者の方であったり体が不自由な方というのは、やはり今後ますます増えてくるのかなということもありますので、その辺は社内のほうの研修等で、おもてなしのほうを向上させていくということでプレゼンのほうでもありましたので、その辺は町としても指導を徹底していきたいというふうに考えております。

○議長（色川晴夫君） 後藤議員。

○6番（後藤良郎君） 多賀城市文化センターとかで私もいろいろ見てきましたが、なかなか今の現状を改造というのは大変だとは思っているので、それではなくて場所的にそういうスペースをどこかに設けるとか、昨日も着席するまで結構去年かな、二、三十分かかったようなので、工夫すればできるのかなと思うので、ぜひその辺をよろしく願いをいたします。

以上です。

○議長（色川晴夫君） ほかに質疑ございませんか。2番米川修司議員。

○2番（米川修司君） 2番米川です。

私からは、7ページの自主事業計画書にあります町政施行100周年記念民謡ショーということで、指定管理者がこの町政100周年まで気にしてくださって、とてもありがたいことだと思っております。

予算が約70万円見込んでいるということにして、それで年度の収支予算表を見る限り、この約70万円というのは施設利用収入であったり外部の助成金であったり、そういうの見込んでいるという認識なんですけど、やはりこの約70万円というのは基本、この指定管理者の自己収入で賄うという前提で、こういう計画が上がっているんでしょうか。

○議長（色川晴夫君） 蜂谷教育次長。

○教育次長兼課長（蜂谷文也君） B B Iさんのほうで大変努力していただいております、事業収入のほうも、コロナ禍以降は年々収益を上げていただいているということもありまして、その辺を踏まえた計画となっているところでございます。

○議長（色川晴夫君） 米川議員。

○2番（米川修司君） 分かりました。今月末には、町のパークフェスティバルが予定されていまして、私も今年から実行委員会に入っているんですけども、そこでは本当に町の助成などを当てにしない、本当に自走型のイベントということで年々好評でありますし、町からは

人員を出していただいて、とてもありがたいというところであります。

あと、このBBIさんが企画予定の100周年記念民謡ショーについても、従来も町の職員が可能な範囲で人員が出ていると思うんですけども、こちらの100周年記念については、より一層、指定管理者に配慮していただいて、できる限りの支援をしていただければと思います。

以上です。

○議長（色川晴夫君） 要望ですね。ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（色川晴夫君） ございませんね。質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論に入ります。討論参加ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（色川晴夫君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより議案第34号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（色川晴夫君） 起立全員です。よって、議案第34号指定管理者の指定については、原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第35号 令和7年度松島町一般会計補正予算（第1号）

○議長（色川晴夫君） 日程第7、議案第35号令和7年度松島町一般会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

提案説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑ございませんか。1番菅野隆二議員。

○1番（菅野隆二君） 小中学校ネットワーク環境改善事業の部分でちょっとお聞きしたかったんですが、追加資料も出していただいて、調査は3月に終わって2か月経過したんですが、調査の結果内容だと、機器の故障でアクセスポイントが停止していたりとか電波の強度、カバーエリアが不足しているというようなところがあったんですが、それで調査から2か月不具合というものが発生していないのかどうかというところをまず確認させてください。

○議長（色川晴夫君） 蜂谷教育次長。

○教育次長兼課長（蜂谷文也君） やはり故障が発生していた教室等については、電波がつながりにくいような状況ということもありまして、場所を変えたりしてということで学校のほう

にはちょっと負担かけているんですけども、運用のほうを図っているという事実がございます。

○議長（色川晴夫君） 菅野隆二議員。

○1番（菅野隆二君） であれば、改善していただければと思うんですが、これあと内容で見るとアクセスポイントの追加22か所とルーターの設置というところですかね、あと配線などあると思うんですが、事業費1,000万円もかかるのかなとちょっと思いまして、その辺は適正なのか、どういった計算なのかということも教えていただければと思います。

○議長（色川晴夫君） 蜂谷教育次長。

○教育次長兼課長（蜂谷文也君） こちらにつきましては、大体参考見積り等もまたもらってまして、その辺を踏まえた設計をしているところです。やはりアクセスポイントとか設置する場合、人件費等もかなりかかっているということもあります。そちらについて、やはり多少高額になってきているということではございます。

○議長（色川晴夫君） 菅野議員。

○1番（菅野隆二君） 人件費などかかるというのはもちろん承知はしているんですが、ちょっとさすがに1,000万円はどうなんだろうということと、その参考見積りも適正、何か所かからしっかりもらっているのかということと、これ補助があるとはいえ3分の1なので、3分の2は一般財源使っているわけで、その辺をしっかりとやっていただきたいなと思ったんですが、その辺の参考見積りとか取った、どういったところから取って何か所取ったとかということが分かれば教えてください。

○議長（色川晴夫君） 蜂谷教育次長。

○教育次長兼課長（蜂谷文也君） 参考見積りは3者から取っているような状況です。それで、その辺の単価というの、ほかのネットワーク環境の業務を発注しているところとも比較しながら設計のほうの単価として上げているような状況です。

○議長（色川晴夫君） 菅野議員。

○1番（菅野隆二君） 分かりました。その辺も結構金額も金額なので、今後とも子供たちが使っていくものなので、しっかりといただければと思います。

以上です。

○議長（色川晴夫君） ほかに。3番櫻井 靖議員。

○3番（櫻井 靖君） 私も小中学校ネットワークアセスメントのことなんですけれども、中学校のルーターが1つ単独でというふうなことになったんですけれども、これは中学校だけ単

独にして、ほかのところは今までどおり第一小学校のほうのルーターを介してというふうな
ことになっているのかどうか、そこら辺をお願いいたします。

○議長（色川晴夫君） 蜂谷教育次長。

○教育次長兼課長（蜂谷文也君） まず中学校の生徒数が多いということもあって、やはり環境
的に負荷が第一小学校のルーターのほうにかかっていたということもあります。そのため、
中学校を外すことで、小学校は3校分の安定した稼働というのが可能であるというような判
断で、小学校はそのままの状況ということになります。

○議長（色川晴夫君） 櫻井議員。

○3番（櫻井 靖君） それから、費用面についてなんですけれども、これ機材というかその分、
工事料の部分のほかには多分、運用経費というふうなものがプラスされていると思うんです
けれども、そこら辺は機材の更新というか、その部分と運用経費の増加分というのはどのく
らいの割合でなっているのか教えていただければと思います。

○議長（色川晴夫君） 蜂谷教育次長。

○教育次長兼課長（蜂谷文也君） 新たにルーターを設置することのランニングということにな
ると、これは1万円弱くらいのもので、こちらには含まれていない状況になっておりま
す。あくまでもこれはネットワークの設定費用とか機器の部分の経費となります。

○議長（色川晴夫君） 櫻井議員。

○3番（櫻井 靖君） では、運用経費ということは別に普通の運用部分の中で消化できるとい
うふうなことでよろしいのでしょうか。そこら辺をお願いいたします。

○議長（色川晴夫君） 蜂谷課長。

○教育次長兼課長（蜂谷文也君） おっしゃるとおりでございます。

○議長（色川晴夫君） 櫻井議員。

○3番（櫻井 靖君） それから、これで大分改良がなされるということなんですけれども、体
育館を含めてWi-Fiが全校舎内で使用できるというふうなことでよろしいのか、それと
も今回改善で漏れているというふうなところがないのかどうか、お聞きしたいと思います。

○議長（色川晴夫君） 蜂谷次長。

○教育次長兼課長（蜂谷文也君） 今回、電波の弱いところ、干渉しているところにつきまして
は、今回のネットワーク環境整備でほぼ改善されまして、アクセスポイント切替えの際もス
ムーズに行えるということになっております。

○議長（色川晴夫君） 櫻井議員。

○3番（櫻井 靖君） それでは、次の質問に移ります。

留守家庭児童学級のサテライト室についてなんですけれども、この場所がどこなのか、そして職員配置は何名なのか、その職員がどのように調達するのか、誰でもいいわけではないと思いますが、そこら辺の状況についてお伺いしたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長（色川晴夫君） 相澤町民福祉課長。

○町民福祉課長（相澤光治君） 留守家庭児童学級のサテライト室につきましては、現在高城避難所を使わせていただくことで、環境防災班と協議をさせていただいております。

人員につきましては、支援員常時2人を配置できるような採用をすることになっておりますが、採用されるのは委託先であります株式会社アンフィニさんのほうで募集を常に行っているんですけれども、そちらのほうで募集をかけている状況です。

以上です。

○議長（色川晴夫君） 櫻井議員。

○3番（櫻井 靖君） そこでちょっとあれなんですけれども、多分夏休み期間中というふうなことで、アルバイト的なところでそういうふうな人員が配置されないかというふうなところでちょっと懸念があるので、そこら辺の資格を持った人ですとか、そういうふうな部分で、きちんとされた人が配置されるのかどうかというふうなことが心配なんですけれども、そこら辺はどういうふうに町としては考えているのかお願いいたします。

○議長（色川晴夫君） 相澤課長。

○町民福祉課長（相澤光治君） もちろん支援員につきましては、有資格者を募集しております。また、補助ということで有資格者ではない方も同時に募集しておりますが、配置されるのは有資格者は必ず配置するような形を予定しております。

○議長（色川晴夫君） 櫻井議員。

○3番（櫻井 靖君） 結構慢性的に、この留守家庭児童というふうなものが大分満杯になってきているというふうな話も聞かれますけれども、今後こういうふうな留守家庭事業の増員というか、別にそういうふうなところに何かしらのそういうふうな学級をつくるという、増やすというふうな計画というふうなものはないのでしょうか。そこら辺をお願いいたします。

○議長（色川晴夫君） 相澤課長。

○町民福祉課長（相澤光治君） おっしゃるとおり年々ニーズは高まっております、特に高学年のお子さんでも預かってほしいというニーズが高まっているかと思っております。第二小学校学

区につきましては、旧第二幼稚園を改修させていただいてキャパシティーを増やして定員を増やしたことで、6年生まで受けられるような環境を整備させていただきました。

今回サテライト室を設置する第一小学校学区につきましては、今後同じようにニーズが高いまま推移していくことが予想されますので、今後についてももちろん検討していかなければいけないと考えておりますし、町長からもどんなことが可能か、どのような体制だったらできるかということを検討しなさいということで指示をいただいておりますので、現在いろいろな方法で検討中でございます。

○議長（色川晴夫君） 櫻井議員。

○3番（櫻井 靖君） このサテライト室、この期間だけではなくて、その後も延長するというふうなことも考えられるのかどうか、そこら辺をお願いいたします。

○議長（色川晴夫君） 相澤課長。

○町民福祉課長（相澤光治君） 現在のところは、夏休み期間中ということで考えております。

○議長（色川晴夫君） よろしいですか。ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（色川晴夫君） ございませんね。質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論参加ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（色川晴夫君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより議案第35号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（色川晴夫君） 起立全員です。よって、議案第35号令和7年度松島町一般会計補正予算（第1号）については、原案のとおり可決されました。

ここでちょっと休憩に入りたいと、一般会計補正予算終わりましたので、休憩に入りたいと思っておりますけれども、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（色川晴夫君） それでは、11時10分まで休憩します。

午前10時58分 休憩

午前11時10分 再開

○議長（色川晴夫君） 再開いたします。

日程第8 議案第36号 令和7年度松島町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

○議長（色川晴夫君） 日程第8、議案第36号令和7年度松島町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

提案説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（色川晴夫君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論に入ります。討論参加ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（色川晴夫君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより議案第36号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（色川晴夫君） 起立全員です。よって、議案第36号令和7年度松島町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）については、原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第37号 令和7年度松島町介護保険特別会計補正予算（第1号）

○議長（色川晴夫君） 日程第9、議案第37号令和7年度松島町介護保険特別会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

提案説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（色川晴夫君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論に入ります。討論参加ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（色川晴夫君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより議案第37号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（色川晴夫君） 起立全員です。よって、議案第37号令和7年度松島町介護保険特別会計補正予算（第1号）については、原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第38号 令和7年度松島町観瀾亭等特別会計補正予算（第1号）

○議長（色川晴夫君） 日程第10、議案第38号令和7年度松島町観瀾亭等特別会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

提案説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（色川晴夫君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論に入ります。討論参加ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（色川晴夫君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより議案第38号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（色川晴夫君） 起立全員です。よって、議案第38号令和7年度松島町観瀾亭等特別会計補正予算（第1号）については、原案のとおり可決されました。

日程第11 議案第39号 令和7年度松島町水道事業会計補正予算（第1号）

○議長（色川晴夫君） 日程第11、議案第39号令和7年度松島町水道事業会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

提案説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（色川晴夫君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論に入ります。討論参加ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（色川晴夫君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより議案第39号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

- 議長（色川晴夫君） 起立全員です。よって、議案第39号令和7年度松島町水道事業会計補正予算（第1号）については、原案のとおり可決されました。

日程第12 議案第40号 令和7年度松島町下水道事業会計補正予算（第1号）

- 議長（色川晴夫君） 日程第12、議案第40号令和7年度松島町下水道事業会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

提案説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑ございませんか。

- 議長（色川晴夫君） 1番菅野隆二議員。

- 1番（菅野隆二君） すみません、別にこの下水道事業に関してというよりも、今回人事異動に伴う補正ということで理解はしているんですが、1点だけちょっと確認させてほしくて、本当は35のときとかでも言えばよかったんでしょうけれども、休職している職員は今現在で何名いらっしゃるのかということと、新年度が始まって2か月経過しましたが、新たに休職した職員さんとかもいるのかどうかということをご教えていただければと思います。

- 議長（色川晴夫君） 答弁、千葉総務課長。

- 総務課長（千葉繁雄君） 休職中の職員は3名おります。

以上です。

- 議長（色川晴夫君） 菅野隆二議員。

- 1番（菅野隆二君） ありがとうございます。これ、今年度に入って休職した方というのは、特にはいらっしゃるという認識で大丈夫ですかね。

- 議長（色川晴夫君） 千葉課長。

- 総務課長（千葉繁雄君） 大丈夫です。

- 議長（色川晴夫君） 大丈夫ということは、いないということですね。（「はい」の声あり）大丈夫ですか。（「大丈夫です」の声あり）

ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（色川晴夫君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論に入ります。討論参加ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（色川晴夫君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより議案第40号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

- 議長（色川晴夫君） 起立全員です。よって、議案第40号令和7年度松島町下水道事業会計補正予算（第1号）については、原案のとおり可決されました。

日程第13 委員会の閉会中の継続審査・調査について

- 議長（色川晴夫君） 日程第13、委員会の閉会中の継続審査及び調査についてを議題とします。

各委員会の委員長から、閉会中の継続審査及び調査の申出があります。件名一覧はお手元に配付しております。審査及び調査件名を事務局長より説明させます。事務局長。

- 議会事務局長（千葉浩司君） 朗読いたします。

委員会の閉会中の継続審査・調査申出一覧表。令和7年第2回松島町議会定例会。

委員会名、継続審査等の内容、審査等の期限の順に申し上げます。

広報広聴常任委員会。議会広報の編集、発行及び配布。議会における情報通信技術の活用。議会報告会及び一般会議の開催に必要な企画及び調整。広報及び広聴の活動により明らかになった政策課題の整理。令和7年9月定例会。

議会運営委員会。次回の議会開会に伴う議会運営についての審査。議長の諮問事項及び議会活性化に伴う調査研究。令和7年9月定例会。

以上です。

- 議長（色川晴夫君） お諮りいたします。各委員会の委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査及び調査することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（色川晴夫君） ご異議なしと認めます。よって、申出のとおり、閉会中の継続審査及び調査することに決定いたしました。

本定例会に付議された議案審査は全部終了いたしました。

令和7年第2回松島町議会定例会を閉会します。

皆様、大変ご苦労さまでございました。

午前11時19分 閉会